

議案第96号

富士見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

富士見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づき、教育に関する事務のうち、市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、富士見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第2号及び第3号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（富士見市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 2 富士見市スポーツ推進審議会条例（昭和52年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は」及び「教育委員会又は」を削る。

第4条第1項中「次の各号に掲げる者の中から教育委員会が、市長の意見を聴いて任命する」を「次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会事務局社会体育担当課」を「協働推進部」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（富士見ガーデンビーチ条例の一部改正）

- 3 富士見ガーデンビーチ条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

（富士見市立市民総合体育館条例の一部改正）

- 4 富士見市立市民総合体育館条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書及び第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第3号及び第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。